

令和8(2026)年～令和12(2030)年

「減らそう犯罪」

第6期ひろしまアクション・プラン



日本一安全安心な広島県の実現

～住む人 来る人 誰もが
安全安心を実感できるまちづくり

広島県



～日本一安全安心な広島県の実現を目指して～

「安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いであり、犯罪に遭わない安全な社会は、人々が社会経済活動を営む上で欠かすことのできない基盤である。」

これは、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の最初の一文です。

本県では、平成15（2003）年にこの条例を制定し、県民や事業者の皆様、行政など多様な主体が連携して犯罪の起こりにくいまちづくりを推進する「「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動」を展開してきました。

その結果、平成14（2002）年に約6万件に達していた県内の刑法犯認知件数を、令和3（2021）年に戦後最少にまで減少させることができました。

しかし、社会情勢や犯罪情勢の変化、さらにはSNSなどデジタルツールの普及により、犯罪は再び増加傾向に転じるとともに、その内容やカタチは、高い匿名性を背景に、ますます巧妙化し、私たちの安全安心な日常生活が脅かされつつあります。

この度、犯罪の増加傾向に歯止めをかけ、再び減少傾向を取り戻すため、「「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動」の原点に立ち返り、県民の皆様への分かりやすいメッセージを盛り込んだ「第6期アクション・プラン」を策定いたしました。

このプランにより、本県にお住まいの皆様や本県を訪れる方々など、誰もが安全安心を実感できるまちづくりを進め、「日本一安全安心な広島県の実現」を目指してまいります。

県民の皆様におかれましても、より一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7（2025）年12月

広島県知事 横田 美香



目 次

第1章 策定に当たって

第1	策定の趣旨	2
第2	プランの位置付け	3
第3	計画期間、概要	3

第2章 社会情勢の変化

第1	これまでの取組	5
1	「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の基本的な考え方	5
2	運動の成果	7
第2	社会情勢の変化	10
1	防犯意識づくりの必要性	10
2	自主防犯活動の担い手減少	10
3	子供たちを守る取組の必要性	10
4	急速なデジタル化	10
5	詐欺被害の拡大	10

第3章 目標と基本的方向

第1	運動目標	13
第2	取組の基本的方向	14
第3	重点取組	15
第4	施策体系	16

第4章 施策の展開

第1	安全安心なまちづくり	18
I	意識づくり	18
1	防犯意識の向上	18
2	規範意識の向上	21
II	地域づくり	22
1	子供の安全確保	22
2	女性の安全確保	24
3	高齢者の安全確保	25
4	持続可能な自主防犯活動の推進	26
5	事業者による自主防犯活動の推進	27
6	健全で魅力あるまちづくりの推進	28

Ⅲ 環境づくり	29
1 防犯に配慮した生活空間の整備促進	29
2 被害者支援と再犯防止	31
3 多文化共生のための環境整備	33
4 安全なサイバー空間の確保	34
第2 安全安心をもたらす警察活動	36
Ⅳ 警察活動の強化	36
1 犯罪抑止活動	36
2 犯罪検挙活動	40

資料編

○ 令和5年度広島県政世論調査	42
○ 令和7年「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の施策検証調査	43
○ 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例	50
○ 防犯指針	55
○ 地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規則	56
○ 広島県「減らそう犯罪」推進会議規約	58
○ 参考指標一覧	59
○ 「減らそう犯罪」キャンペーンロゴとマスコットキャラクター	61

コラム 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動とは？

地域コミュニティの希薄化、規範意識の低下、青少年を取り巻く環境の悪化、長引く経済不況などの社会情勢の変化を背景に、広島県では、平成8年ごろから街頭での強盗、ひったくり、自転車盗、車上ねらいなどの身近な犯罪や高齢者を対象とした犯罪が多発しました。

また、少年犯罪の多発や本県における暴走族の取締りの全国的な報道などにより、治安に対する県民の不安は一層広がり、平成13年、14年には、増加し続けた刑法犯認知件数は戦後最多の約6万件に迫る状況にあり、治安情勢は「危険水域」に達しました。

こうした状況を踏まえ、犯罪から安全を取り戻すために、「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動を展開し、「犯罪の起こりにくい広島県づくり」を目指すこととしました。

「犯罪の起こりにくい広島県づくり」は、県や警察だけでなし得るものではなく、主役である県民をはじめ、事業者、ボランティア、関係団体、市町等の「多様な主体」がそれぞれ役割を担って行動し、お互いがパートナーとして協働して「安全安心なまちづくり」と「安全安心をもたらす警察活動」が両輪として機能することが必要です。